

# 機関紙 H U G 9・10月号

## フリー素材はほんとに自由？ ～フリー素材と著作権～

NPOにとって、無料で利用できるイラストや写真（フリー画像素材）は広報チラシやポスター作成するうえで大変ありがたい存在。イラスト以外に、音楽や動画のフリー素材もあり、利用している団体も多いはず。ですが！無料で利用できるからといって、好き放題利用していませんか？フリー素材であっても著作権は放棄されていないものがほとんどです。フリー素材の利用と著作権を守ることはセットで行わないといけません。また、著作者とその創作物に尊重と敬意も必要です！今号では、フリー素材を利用する上での注意点をまとめました。団体の活動に役立ててください（できればNPOとして、積極的に著作権を学んでくださいね）。

### 著作権とは

著作物を創作した人（著作者）が、自らの創作物（絵、文章、音楽など様々）を勝手に使われないための権利です。創作物を生み出した時、自動的に著作者に付与されます。著作権により、創作物は著作権者から許諾を得ない＜コピー、修正・加筆、配布、ネット公開、商品化される等＞から守られます。

NPOとして理解しておくべきことは、他者の創作物を利用する時は、著作権者に許諾を取る必要があるということです。また、既に存在している他者の創作物を用いて、自身の創作物をつくる行為は「二次創作」といいます。著名なキャラクターを自分で描いたものは、「二次創作」です。「二次創作」も原則として、元の著作物の権利者に許諾を得る必要があります。

著作権侵害は基本的には親告罪であり、著作権者から訴えがなければ刑事責任を問われません\*。しかし、「バレなきゃよし」は通用しません。NPOという社会的信頼が高く要求される存在であれば尚更です。

なお、他者の著作物を**例外的**に使用できるケースがあります。理解を深めるために、ぜひ調べてみてください。

\*2018年の著作権法改正によって、要件に当てはまる場合は非親告罪として起訴されることがあります。

### フリー素材を利用する際のポイント

NPOは限りある人材と予算で活動していることが多いと思います。素敵なイラストや写真をメンバーが作れる団体ばかりではないでしょうし、外注する余裕もないという団体が大半ではないでしょうか。でも、効果的なPR・広報をしたい…だからこそ、「著作物を無料で利用していいよ」と言ってくれている創作者さんたちやその作品は、NPOにとって大変ありがたい存在！創作者さんを尊重し作品を活用させていただきましょ！

#### 基本的な姿勢

あなた自身が生み出したオリジナルな創作物以外は、誰かの創作物です。原則的に勝手に使ってはいけません。

#### 絶対やめよう

検索サイトで「フリー イラスト」「無料 写真」「無料 音楽」などで検索して出てきた著作物の利用は避けます。検索結果の画像・動画・音楽などは、「著作権者がその権利を放棄した著作物」、「無料で利用できる著作物」であることを保証しません（とても大事なことです）。

#### 具体的にどうすれば？ ～利用規約に基づいて利用する～

フリー素材提供サイトを訪れ、利用させていただきましょ。各サイト毎に定められている利用規約を確認をし、それを遵守しながら利用します。

#### パブリックドメインとクリエイティブコモンズ・ライセンス

フリー素材を提供しているサイトを利用する以外にも、**パブリックドメイン**（著作権法による保護が満了している状態）や**クリエイティブコモンズ・ライセンス**（CCライセンス）にて使用条件が定められた作品を探して利用するのもいいでしょう。CCライセンスについての詳細は、CCライセンスジャパンのHPで確認してみてください。CCライセンスについて知ることとは、NPOの力になると思いますよ。

### イラスト・写真・動画をNPOの力に

#### ボランティアを募る（NPOらしいですね）

イラストを描いてくれる、音楽を作ってくれる、動画を編集・製作してくれるボランティアを募集し、団体のために作品をつくってもらうことを検討してはどうでしょうか。作品の権利関係は団体とボランティアさんでしっかりと話しあう必要があります（しっかりとコミュニケーションをとってください）。双方にとって気持ちいい関係を維持し、作品が団体の活動や目的に活かされるように努めましょ。